

○養老町空き家利活用促進事業補助金交付要綱

平成31年 3 月29日

告示第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空き家の積極的な利活用を図ることで街の防災、防犯、衛生、景観などの住生活の向上を図り、誰もが住み続けたいと思える活気あるまちづくりを推進するため、空き家のリフォームを行う者に対して養老町空き家利活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、養老町補助金交付規則（平成元年養老町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 養老町（以下「町」という。）内に所在する専用住宅、併用住宅（店舗等の用に供する部分を除く。）、区分所有されたマンション及び長屋建住宅のうち、個人が所有している建物をいう。
- (2) 改築 建物の一部を除去して、用途、規模及び構造が同程度のものを建てることをいう。
- (3) リフォーム 住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるため、住宅の全部又は一部を修繕、補修、模様替え、取替え、除去、改築等を行うことをいう。
- (4) 利活用者 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が行われた住宅（以下「補助対象住宅」という。）に居住する（予定を含む。）者（第4条第1項第1号ウに該当する者を除く。）をいう。
- (5) 町内業者 町内に事業所を有している法人及び町内で営業する個人事業者で、見積書、契約書、領収書等を発行できる事業者をいう。

(6) 町税等 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(7) 子ども 申請日において中学生以下（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する9年の普通教育を修了するまでをいう。）の者をいう。

(8) 転入日 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、町の住民基本台帳に記載された日をいう。

(9) 転入者 転入日から起算して転入前2年の間において、町の住民基本台帳に記載されていない者をいう。

(10) 定住 10年以上住む意思を持って町の住民基本台帳に記載され、生活の実態があることをいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助対象住宅は、空き家等現地調査表に記載された3年以上居住又は利用がない空き家とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 現行の耐震基準に適合していることを証明できること（昭和56年6月1日以後の確認済証又は建築確認証明書があるもの）。ただし、上部構造評点0.7以上とする耐震改修工事を実施したことを証明できるものは、この限りでない。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関連規定に適合していること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助対象事業を自ら契約し、かつ、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 補助対象住宅を所有し、又は自ら居住する目的で購入した者

イ 利活用者を居住させる目的で補助対象住宅を賃貸する者

ウ 自ら居住する目的で補助対象住宅を借り受けた者

(2) 本事業完了日から10年以上定住すること。

(3) 補助対象者及び補助対象者と同じ世帯に同居する全員が町税等の滞納がないこと。

(4) 補助対象者及び補助対象住宅に居住する全員が養老町暴力団排除条例（平成24年養老町条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(5) この要綱に基づく補助金を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象住宅の所有者（共有である場合においては、当該所有者の全員）から当該補助対象住宅のリフォームについての同意を得られない場合（前項第1号ウに該当する者に限る。）は、補助対象者としなない。

（補助対象事業）

第5条 補助対象事業は、第3条に規定する補助対象住宅を住居として活用するために必要となる外壁及び台所、風呂、トイレその他の内装のリフォーム工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次条に定める補助対象経費が、20万円以上であるもの

(2) 町内業者により施工されるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業から除くものとする。

(1) 法令に違反するもの

(2) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の工事に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

(1) 倉庫、物置、車庫等の工事に係る費用

(2) 店舗、工場、事務所等の改修工事に係る費用

- (3) 補助対象者が自ら行う工事を伴わない機器、設備等の購入に係る費用
 - (4) 移動又は取外し可能な機器、製品及び電気電化製品（テレビ、冷蔵庫、エアコン等）の購入に係る費用
 - (5) 造園、門扉、塀又は外構の工事に係る費用
 - (6) 植樹、せん定等の植栽工事に係る費用
 - (7) 下水道接続工事の排管工事（浴槽、流し、便器等の改修に伴う排管工事は除く。）に係る費用
 - (8) 浄化槽設備の工事に係る費用
 - (9) リフォームを伴わない解体工事に係る費用
 - (10) 公共事業に伴う補償の対象となる工事に係る費用
 - (11) 町の他の制度に基づく補助等を受ける場合には、当該補助等の対象となる工事に係る費用
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないと認める工事費用
- (補助金の額)

第7条 第3条に定める補助対象住宅の補助金の額は、基本補助金の額及び加算補助金の額の合計額とする。ただし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は30万円のいずれか低い金額を上限とし、予算の範囲内で町長が定める額とする。

- (1) 第3条に定める補助対象住宅の基本補助金の額は、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い金額を上限とする。
- (2) 第3条に定める補助対象住宅の加算補助金の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める額を合計した額とする。

ア 移住加算 補助対象者（第4条第1項第1号イに該当する者の場合は、利

活用者)が転入者の場合は、10万円を加算して補助する額

イ 子ども加算 補助対象者(第4条第1項第1号イに該当する者の場合は、利活用者)の世帯に中学生以下の子どもがいる場合は、当該世帯の子ども1人につき5万円を加算して補助する額

ウ 空き家・空き地バンク利用加算 補助対象住宅が養老町空き家・空き地バンクに登録されている物件の場合は、5万円を加算して補助する額

(交付回数)

第8条 この要綱に基づく補助金の交付は、1住宅につき1回限りとし、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に、養老町空き家利活用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者世帯全員の住民票(発行後3か月以内で続柄記載のもの。)ただし、補助対象者が第4条第1項第1号イに該当する者の場合は、利活用者の住民票も含む。
- (2) 補助対象物件の登記簿謄本
- (3) 改修工事の見積書及び明細書
- (4) 補助対象住宅の位置図及び改修場所の分かる図面
- (5) 転入前の市町村発行の世帯全員(申請日の属する年度の4月1日において15歳以上の者)の市町村税完納証明書(発行後1か月以内のもの)。
- (6) 定住確約書(様式第1号の2)。ただし、補助対象者が第4条第1項第1号イに該当する者の場合は、利活用者の定住確約書
- (7) 空き家であることの確約書(様式第1号の3)
- (8) 養老町空き家利活用促進事業補助金申請承諾書(共有者用)(様式第1号の

- 4) (共有の場合に限る。)
- (9) 養老町空き家利活用促進事業補助金申請承諾書(相続人用)(様式第1号の5)(未相続の場合に限る。)
- (10) 売買契約書又は賃貸借契約書(購入又は賃貸借の場合に限る。)
- (11) 養老町空き家利活用促進事業補助金建物・土地所有者同意書(様式第1号の6)(土地の所有者が異なる場合及び住宅を借りてリフォームする場合に限る。)

(事務手続の代行)

第10条 申請者は、補助金の交付に係る事務の手続を代行させることができる。

- 2 申請者は、前項の事務手続を代行させるときは、養老町空き家利活用促進事業補助金申請事務代行届(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付等決定等)

第11条 町長は、第9条第1項の規定により申請書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、養老町空き家利活用促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該交付決定日より2か月以内に当該補助対象事業に着手しなければならない。

(計画の変更等)

第12条 補助決定者が、交付決定の内容を変更しようとするときは、養老町空き家利活用促進事業補助金変更承認申請書(様式第4号)に次に掲げる変更する内容を確認することができる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費における10パーセント以内の金額変更の場合は不要とする。

- (1) 変更後の工事の内容の分かる図面及び見積明細書

(2) 工事請負変更契約書又は変更請書の写し

(3) 変更工事施工箇所の工事着工前の写真

(4) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、養老町空き家利活用促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により補助決定者に通知するものとする。

3 前項の規定により承認する場合の金額は、交付決定額を上回らないものとする。

4 補助決定者が、当該工事を取りやめ、又は中止するときは、養老町空き家利活用促進事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（完了報告）

第13条 補助決定者は、補助対象事業を完了したときは、速やかに養老町空き家利活用促進事業補助金完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書又は請書の写し

(2) 支出一覧表（様式第7号の2）

(3) 領収書の写し

(4) 補助対象事業に係る工事施工中及び工事完了後の写真

(5) 利活用者の住民票（交付申請時に提出したものと内容が異なる場合に限る。）

(6) 検査済証の写し（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認申請を行った場合に限る。）

2 前項の報告書は、補助対象事業の完了の日から1か月を経過する日又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、町長が認めた場合は、当該年度の3月末日までとする。

3 前項の補助対象事業の完了の日とは、工事請負業者から補助対象事業の引渡し

を受けた日又は当該工事費用の支払日（領収日）のいずれか遅い日以降で、補助対象者（うち第4条第1項第1号イに該当する場合は、利活用者）が補助対象住宅へ住民票を移した日とする。

（補助金の確定）

第14条 町長は、前条の規定により補助金完了報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、養老町空き家利活用促進事業補助金額確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助決定者は、前条の補助金の確定を受けた場合は、速やかに養老町空き家利活用促進事業補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書が提出された場合は、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（検査）

第16条 町長は前条の規定にかかわらず、この要綱による補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は随時、事業の状況等を検査し、若しくは関係者の証言を求めることができる。

（補助金交付決定の取消し及び返還）

第17条 町長は、第12条第4項の規定による申請があったとき、又は補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、養老町空き家利活用促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により決定者に通知し、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付を受けたにもかかわらず、補助対象住宅への居住が確認できないとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、養老町空き家利活用促進事業補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（書類の整備等）

第18条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（この要綱の失効等）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第17条に規定する要件を満たす事案に係るこの要綱の適用については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和4年3月31日告示第79号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日告示第35号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月30日告示第104号）抄

この要綱は、公布の日から施行する。